

# マージン率等の公開情報

2020年9月末現在

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係る情報を次のとおりお知らせします。

## ◆金沢営業所

- ①派遣労働者の数：174名
- ②派遣先の数：約60社
- ③マージン率：30.43%
- ④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。
- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：13,963円
- ⑥派遣労働者の賃金額の平均額：9,714円
- ⑦その他参考となると認められる事項  
[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]
  - i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）10.8%
  - ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）1.6%
  - iii 送迎関係等外注費0%
  - iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）0.2%
  - v その他費用0.2%これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合 約12.8%  
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率 約16.9%  
ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。
- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していません。

## ◆開発センター

- ①派遣労働者の数：204名
- ②派遣先の数：約49社
- ③マージン率：23.76%
- ④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。
- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：14,076円
- ⑥派遣労働者の賃金額の平均額：10,731円
- ⑦その他参考となると認められる事項  
[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]
  - i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）11.1%
  - ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）1.6%
  - iii 送迎関係等外注費0.2%
  - iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）0.6%
  - v その他費用0.5%これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合 約14.0%  
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率 約14.1%  
ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。
- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。  
協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日

#### ◆七尾営業所

- ①派遣労働者の数：100名  
②派遣先の数：約25社  
③マージン率：23.32%  
④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。

- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：13,411円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均額：10,283円

- ⑦その他参考となると認められる事項

[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]

i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）	10.4 %
ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）	2.3 %
iii 送迎関係等外注費	0 %
iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）	0.1 %
v その他費用	0.2 %
これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合	約 13.0 %
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率	約 17.3 %

ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。

- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日

#### ◆加賀営業所

- ①派遣労働者の数：111名  
②派遣先の数：約36社  
③マージン率：28.27%  
④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。

- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：14,059円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均額：10,085円

- ⑦その他参考となると認められる事項

[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]

i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）	10.7 %
ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）	1.5 %
iii 送迎関係等外注費	0 %
iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）	0.8 %
v その他費用	0.4 %
これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合	約 13.4 %
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率	約 15.6 %

ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。

- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日

#### ◆福井支店

- ①派遣労働者の数：205名  
②派遣先の数：約 55社  
③マージン率：24.50%  
④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。

- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：12,963円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均額：9,787円

- ⑦その他参考となると認められる事項

[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]

i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）	10.5 %
ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）	1.6 %
iii 送迎関係等外注費	0.8 %
iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）	2.3 %
v その他費用	0.7 %
これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合	約 15.9 %
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率	約 8.6 %

ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。

- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日

#### ◆富山営業所

- ①派遣労働者の数：88名  
②派遣先の数：約 41社  
③マージン率：25.55%  
④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。

- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：15,233円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均額：11,341円

- ⑦その他参考となると認められる事項

[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]

i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）	10.5 %
ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）	1.8 %
iii 送迎関係等外注費	0.6 %
iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）	3.5 %
v その他費用	0.9 %
これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合	約 17.3 %
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率	約 10.3 %

ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。

- ⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日

◆富山求人センター

- ①派遣労働者の数：34名  
②派遣先の数：約8社  
③マージン率：26.92%  
④教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）  
★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口あり。

- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均額：15,641円  
⑥派遣労働者の賃金額の平均額：11,430円

⑦その他参考となると認められる事項

[スタッフに直接関わる費用として会社が負担している費用およびその比率]

i 法定福利費（社会保険料、労働保険料等）	11.4 %
ii 福利厚生費（健診費用・通勤手当・作業服・靴等）	1.6 %
iii 送迎関係等外注費	0.5 %
iv 地代家賃（寮の家賃、共益費、駐車場代等）	3.3 %
v その他費用	1 %
これら（i～v）が派遣料金全体に占める割合	約 17.8 %
マージン率からこれらの経費比率を差し引いた残りの率	約 14.6 %

ここから、会社の営業担当者・事務員等の人件費、営業車両費、事務所賃料、募集広告費、諸設備費用、車両費など、すべての費用を差し引いた残りが会社の営業利益となります。さらに、その中から営業外の費用を差し引いた分に対し法人税等を納めています。

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲 全派遣労働者  
当該協定の有効期間の終期 令和3年3月31日